

中国における知的財産権をめぐる動向

Intellectual property-related trends in China



黒瀬 雅志*
Masashi KUROSE

抄録 中国政府は「創新型（革新型）国家」建設という目標を掲げ、科学技術力の一段の強化を目指すと共に、新しい知的財産政策を実施しようとしている。この新政策の課題は、多国籍企業による中国企業への知的財産権攻勢が強まる中、いかにして中国企業の国際競争力を強化するかということである。

はじめに

中国の知的財産制度が大きな転換期を迎えている。現在の胡錦濤 温家宝指導部が策定した第11次5カ年計画¹(2006年 - 2010年)の採択と関連し、中国政府は「創新型（革新型）国家」建設という目標を掲げ、科学技術力の一段の強化を国の重要な政策と位置づけた。2006年2月に国務院が発表した「国家中長期科学技術発展期画綱要」²は、2020年までの中国の中長期的な科学技術振興の方針を示すものであり、中国の今後の知的財産政策もこの方針に従って策定されることになる。

中国政府は、現在「国家知的財産権戦略綱要」の制定作業を進めている。国家知的財産権戦略に関しては、2006年に20の専門テーマの研究業務が完了しており、その全体を総括する「綱要」が2007年中に公表される見通しである³。この「国家知的財産権戦略綱要」は、中国の知的財産事業の発展目標、戦略的な重点を示しており、今後中長期にわたり、中国の知的財産事業を指導する綱領的文書となるものである。

中国政府は、創新型国家を建設するために知的財産制度の果たす役割を重視しているが、それは

単純に知的財産制度の整備と強化を促進するというものではなく、多国籍企業による中国企業への知的財産権攻勢が強まる中、いかにして国内産業の発展を継続し、中国企業の国際競争力を強化するかという視点での研究がなされていることに留意すべきであろう。

1. 中国が直面する知的財産権問題

(1) 有力な特許の不足

質の低い特許が大量に出願されている

中国の国内人による発明特許、実用新案特許出願件数は、毎年20 - 30%の割合で増加している⁴が、その出願が具体的な企業活動に効果的に寄与していないという問題（出願件数より質の問題）が、最近中国政府関係者からたびたび指摘されるようになっている⁵。

この問題は、中国企業による特許出願のレベルが低いということにも関連している。実用新案特許出願、意匠特許出願は、実体審査を経ずに権利

* 協和特許法律事務所 副所長 弁理士
Kyowa Patent and Law Office, Vice president, Patent attorney

が付与されることから、一見すると多くの特許権が成立しているが、内容的には公知技術、公知意匠の修正程度のものであり、実質的な創造を含まない価値の低いものが多いという指摘がある⁶。例えば、実体審査を行う発明特許出願について、その特許付与率を海外からの出願と比較すればその状況は明白である(資料1)。中国国内人による発明特許出願は、総数で海外からの出願件数を超えているが、権利が付与される割合は、自国出願であるにもかかわらず海外からの半分である⁷。中国企業の特許の実力を、その出願件数だけで判断してはならないということである。

(資料1) 2000年 2006年発明特許出願件数と付与件数(海外と国内の比較)

	総出願件数	総付与件数	付与率
中国	43万3548件	9万2867件	21.4%
海外	38万903件	15万5190件	40.7%

中国には台湾、香港、マカオからの出願が含まれている。

もう一つの問題は、特許出願を行う企業が少数の企業に偏在しており、中国の90%以上の企業は特許(発明、実用新案、意匠)出願を行ったことがないという現状である⁸。中国知識産権局の統計速報⁹によれば、100件以上の発明特許を取得した中国組織(研究所、大学、企業など)は、2005年はわずかに13社(その内企業は5社)、2006年は27社(その内企業は9社)であった。ただし、その数は増加していることに留意しなければならないであろう¹⁰。

自動車産業の例

中国は「自動車産業を2010年までに国民経済の支柱産業に発展させる」という方針の下、種々の産業育成策を強力に進めている(「自動車産業発展

政策」¹¹)。この政策の一つとして「自動車メーカーが研究開発能力と技術創造能力を向上させ、自主知的財産権を備えた製品を積極的に開発し、ブランド経営戦略を実施することを奨励する」(第3条)がある。すなわち中国自動車産業が、多国籍企業との合併企業のみではなく、自国の独立した自動車企業として成長し、国民経済の支柱産業に発展するには、各企業は独自の特許とブランド(商標)を有する必要があるというものであるが、現実には、その目標にはまだ相当の時間を要すると思われる(資料2)。

(資料2) 自動車企業の中国特許出願件数(1985年9月 2005年7月)¹²

	発明特許	実用新案	意匠
フォルクスワーゲン	236	13	60
ダイムラー・クライスラー	35	0	172
GM	77	4	8
ホンダ	2473	35	673
トヨタ	788	3	520
日産	499	12	203
三菱自動車	165	3	35
現代	367	0	29

中国自動車企業の中国特許出願(1985年9月 2005年7月)

	発明特許	実用新案	意匠
東風汽車	61	138	48
中国第一汽車	47	183	62
吉利	6	9	10
長安汽車	7	50	38

国民経済の支柱産業としての発展が期待されている自動車産業においても、まだ海外の多国籍企業に対抗し得る特許を取得できていないというこ

とであり、企業利益の多くが多国籍企業に特許料、技術料として流出していることになる。

特許出願奨励の問題

上記のような背景から、中国政府は全国の企業に対して特許出願を増やすよう、積極的な出願奨励策を実施している。特許出願費用の補助、特許出願が多い企業の表彰、優れた特許に対する褒賞金の支給などが、地方紙に頻繁に報道されている¹³。中国の地方の知識産権局を訪問すると、その管轄内の特許出願件数が誇らしげに紹介され、全国で第何位であるというランク付けがなされていることが判る。

国策としての特許出願奨励策は、毎年国内特許出願件数が20 - 30%のスピードで増加する効果を生み出しているが、その反面、前記したような質の低い特許出願を大量に生み出す結果ともなっている。褒賞金、表彰を得ることを目的とした計画経済の時代の悪しき慣習のような「水増し特許出願」¹⁴、外国企業の特許出願を模倣した出願、外国で公知になった技術あるいはデザインをコピーした冒認出願等が、大量の出願中に含まれており、次の法改正において現実的な対応が必要とされている¹⁵。

地方の企業に対し、特許出願の奨励を行ってはいないが、その実効性が上がらないのは、地方の企業において、中長期的な事業計画の下で技術開発を行う力がまだ不足していること、投資した資金を短期間で回収することが優先され、独自技術を研究開発するより、市場で評判の良い商品に追従するという選択がなされること等が指摘されている¹⁶。

(2) 外国企業との知的財産権摩擦の激化

対外開放政策を採択し、外国からの投資と先端

技術の導入で、中国経済は飛躍的に成長したが、同時に多国籍企業による中国での知的財産権の取得も急速に増加し、その取得された知的財産権により、中国企業が当初予想しなかった程の厳しい攻撃を受けるようになった。

中国政府が独自の特許とブランドを持つことを政策として掲げ、より多く特許出願することを奨励するのは、中国企業と多国籍企業との知的財産権摩擦が激化し、このままでは中国企業が多国籍企業にその利益を奪われ、さらにはその成長を阻止されるおそれがあるとの不安があるからである。

模倣品問題

「中国は世界の模倣品工場」と揶揄されるほどの規模で、中国製模倣品が中国国内外で流通している。中国で大量に模倣品が製造・販売されるのは、中国が抱える構造的な問題が背景にあるので、取り締まりの強化、モラル教育程度では、簡単には収束しないと思われる。

一方、模倣品・海賊版が中国国内市場で流通することは、中国消費者・企業に対しても大きな被害を与えており、経済犯罪の取締り、経済秩序の維持等の観点から、政府は相当真剣にこの問題に取り組んでいる¹⁷。それにもかかわらず、米国は知的財産権の不十分な保護と出版市場への参入規制を理由として、中国をWTOの仲裁機関に提訴した¹⁸。海賊版の取締りが不十分という背景があるとしても、知的財産権問題で中国がWTOに提訴されたことの衝撃は大きく、今後この影響は中国の外国に対する知的財産政策において、様々な形で現れてくる可能性がある¹⁹。

模倣品には、真正品をそっくりそのままコピーしたものから、商標を異なるものにし、デザインのみをコピーしたもの、さらにはデザインを多少

変え、技術的特徴部分のみを盗用したものなど様々である。また品質、安全性なども様々である。これらをすべて取り締まるべき「模倣品・海賊版」として、短期間の内に完全に市場から撤去することは、いかに中国政府が力を入れても困難なことである。今後の中国に対する模倣品取締の要請は、対象を明確にした、より個別具体的なものとなるであろう。

特許訴訟の増加

短期間に投資費用を回収し、効率良く利益を得ることを経営の基本戦略におく中国企業にとって、製造販売すべき商品は、現時点で市場売り上げが大きい他社の商品を追従したものになり、他社の技術を模倣するか、それを少し改良した程度の技術を用いることになることが多い。1985年に特許法が施行されて以来、多国籍企業は巨額の費用を投じて中国特許を取得してきた。日本企業も、1985年以降2006年までに22万3,545件の特許出願を行い、10万194件の特許を取得している²⁰。

この状況は必然的に、多国籍企業による中国企業を被告とした特許権侵害訴訟を増加させることになる。医薬品、DVDプレーヤー、オートバイなど、多くの有名な特許権侵害訴訟が提起され、それと同時に、中国の司法機関（裁判所）の実務的問題、中国代理人の実力の問題などが指摘されてきた。中国においていかにして特許権侵害訴訟を行うかは、多国籍企業の大きな関心事である。

一方、このようなことは、中国企業にとって想定外の事態であり、その対応をどのようにすべきか、知的財産部を持たない大部分の企業は地元政府に支援を求めることとなることが多い。知的財産権に対する認識の違いもあり、多国籍企業と中国企業との知的財産権をめぐる交渉は、地方の行政機関、マスコミが介入する中国特有の現象を生

み出すこともある。また、資本力、技術力のある多国籍企業が、まだ創業間もない地方の小規模企業を提訴することは、特許権を用いた不当な攻撃であり、権利濫用であるという反発も強い²¹。

多国籍企業による特許権侵害訴訟の増加に対し、企業内部に知的財産部を設けて、これに積極的に対処するという姿勢を示す中国企業はまだ少数であり、特許制度に対する戸惑いと、多国籍企業による特許提訴に反発の姿勢を示す企業がまだまだ多いように思われる²²。この状況が、地方から中央へと「意見」として提出されているはずであり、また国家知的財産権戦略を研究するグループにも影響を与えていると思われる。

海外における知的財産権攻勢

中国からの先端技術を用いた工業製品の輸出の多くは、多国籍企業から技術ライセンスを受けたものが多いが、中国企業単独で輸出されるものもある。そのような中国製品が、米国ITCに提訴されたり、税関差し止め、さらには海外の裁判所に侵害提訴される対象となる例が増加している。

輸出する前に、海外の知的財産権調査を行わず、また海外における知的財産権の蓄積もほとんどなされていないことから、海外における知的財産権攻勢にはまだ対応策ができておらず、中国企業の海外市場への本格的な参入が阻止されるという問題に直面している²³。

中国企業による海外での知的財産戦略は、まだ初歩的な段階にあり、中国独自の技術による工業製品により海外市場を開拓するには、海外における知的財産戦略を早急に実施する必要があるが、現実的にはまだ十分ではない²⁴。

(3) 商標出願の審査遅延

上記した問題とは背景を異にするが、中国知的

財産制度における商標制度の位置づけは大きく、中国経済の急成長、とりわけ中国国内市場の急拡大の影響を受けて、その出願件数が異常に近い規模で増加している。その結果、審査、異議申立、無効審判などの手続も大幅に遅れ、商標を利用したビジネス活動に支障が生じている（資料3）。

（資料3）商標出願・審査に関する2006年統計²⁵

商標出願件数	約76万6000件（2005年は66万4000件）
出願審査件数	31万3055件（登録許可件数 27万5641件）
異議申立件数	1万6879件（裁定件数 4074件）
商標評審委員会申請受理件数	1万4960件（審理件数 4219件）

出願審査に2年以上、異議申立、商標評審委員会での審判等では、3 - 4年以上の審理期間を要し、権利が不安定な状態での商標の使用を余儀なくされていることも多い。

さらに「馳名商標認定」に対する過剰な期待感から、制度趣旨からは不必要な認定請求が出され、商標局、商標評審委員会の業務をさらに遅延させる原因ともなっている²⁶。

また、2003年春頃、中国政府から突然「商標代理人資格」の廃止が通達され、資格試験に合格しなくとも、誰でも商標代理人になれることになった。すでに中小を含め2000社程の商標代理会社が存在すると言われ、派手な営業活動が繰り広げられている。この新興商標代理人は、商標法に関する深い専門的な知識を有していない者も多く、商標出願代理を、「利益を得るためのビジネス」と考えているように思われる。知的財産に係わる代理人が本来的に備えていなければならない法律家としての倫理観、「クライアントの利益のために」と

いう業務姿勢などが欠けており、多くの問題を引き起こしている。

2 . 知的財産制度の動向

中国における知的財産制度の動向を把握するためには、前述した直面する問題を理解しておく必要がある。中国にとって、前述した問題は深刻な問題であり、今後の知的財産制度のあり方を大きく変更する必要性さえ出てくる可能性がある。2005年から2006年にかけて、中国の各専門家を総動員した「国家知的財産権戦略」の研究が行われたが、その研究から明らかにされたことは「中国が直面する知的財産権問題の容易ならぬ事態」であり、その有効な対策が早急には見つからなかったということではないかと思う。

別言すれば、急速な経済成長と経済規模の拡大を成し遂げ、さらにWTO加盟による国際経済への完全な組み込みがなされた一方、国内的には国際競争に耐えられる技術力とブランド力を有する企業は十分には育っていないという現実がある。また、外国投資と先端技術の導入に不可欠であるとして導入した特許制度は、世界5大特許大国の一つまでの規模になったが、同時に多国籍企業による特許取得件数は急速に増大し、その特許権を用いた中国企業に対する合法的な攻勢が激しさを増している。またその攻撃に対し、中国政府は「内外人平等の原則」の下、中国企業と多国籍企業の主張を中立的に判断することを余儀なくされている。さらに海外において、中国企業は厳しい知的財産権攻勢にさらされている。

このような状況で「国家知的財産権戦略綱要」をまとめることは容易なことではない。「綱要」の最終稿を公表する直前になっても、まだ内部での意見調整が続いていることは容易に想像される²⁷。本稿では、「国家知的財産権戦略綱要」が公表され

ていない現在、中国は前記した直面する知的財産権問題にどのように対処しようとしているのか、公表されている資料等から分析し、今後の動向を検討する。

(1) 独自の特許とブランドの獲得

創新型国家の建設は、急激な経済成長に伴う問題を克服し、国際市場競争に敗北しないための必須の戦略であり、このスローガンは最近の中国政府の公表文書によく用いられている。第3次特許法改正案の第1条(目的)にも、従来規定されていた「社会主義現代化」に加えて「創新型国家の建設」が特許法の目的として明記された。

「創新型国家の建設」を推進する上で、知的財産分野では、「独自の特許とブランドを創出することが必須の課題とされている。外国技術のコピーを廃し、中国特有の技術を開発することを目指し、第3次改正案では、新規性の判断基準として「国際公知公用」も公知技術の範疇に含めるとしている(改正案第22条)²⁸。

さらに国務院提出の改正案では、今までになかった「各レベルの人民政府は、特許権の創造、管理、保護及び運用の促進に有効な措置を執らなければならない。」(改正案第3条1項)の文言が追加された。また併せて「地方の人民政府の特許行政管理部門は、特許技術の推進応用と特許情報の伝達を促進し、企業事業単位の特許業務の発展を指導する」という文言が追加された(改正案第3条3項)。

この文言の内容は、従来から地方人民政府の特許行政管理部門(知識産権局)の任務とされていたことであるが、これを特許法に明記することにより、今後、地方の特許活動の活性化を、地方人民政府主導で進めることを明らかにしたと考えられる。別言すれば、地方の企業は、まだ自主的に

独自技術を開発し、独自の特許を取得する能力に欠けることから、地方政府主導で、中央政府の戦略の方針を実施するということであろう²⁹。

第3次特許法改正案では、地方知識産権局の業務をより強化する規定が目立つが、その背景として、多国籍企業との特許競争を迎えた中国国内経済環境において、相対的に立ち後れている地方企業の特許戦略を、地方人民政府が主導的に支援していくということがある。知識産権局が、特許紛争事件を行政的に処理するという、従来からのシステムには、中国国内の実務家からの批判も多く³⁰、知識産権局の権限強化の流れは国務院提出用改正案では少し後退しているが、中国の特許行政において、地方知識産権局の業務がより強化されるであろうということは留意する必要がある³¹。

また商標分野では、商品流通秩序の維持を図るため、工商行政管理局の権限は今後とも維持・強化されるであろう。さらに、独自ブランドの創出を目的として、地方版「著名商標認定制度」³²の運用、有名商標の侵害取り締まりの強化、さらには商標不正使用の取締りの実効性をより高めるため、刑事処罰が強化されると思われる。

(2) 公平な競争維持³³

中国企業が競争力のある商品を生産販売する上で、多国籍企業の知的財産権は、現在重大な脅威として認識されるようになった。しかしながら知的財産権に関する国際条約に加盟している中国は、多国籍企業の知的財産権を中国国内においても「内外人平等の原則」で保護する義務がある。多国籍企業は、特許訴訟の経験が豊富で、また多額の費用で優秀な中国人弁護士を雇用し、万全の体制で中国の人民法院に訴訟を提起してくるから、経験も資金力もない中国の国内企業は、その訴訟に敗訴し、企業活動が制限され、事業を中

止せざるを得ない事態も生じている。

このような国内企業の窮状を背景に、最近中国国内の意見として頻繁に登場するのが「知的財産権の権利濫用を禁止する」ということである。

第3次特許法改正案（国務院提出版）

特許法改正案には「権利の濫用」という文言の含まれた規定はないが、注目すべき規定として以下のようなものが新しく制定されようとしている。

・強制実施権の付与要件（第48条）

「特許権者が特許権を行使する行為が、司法または行政手続きにより、競争制限的な行為と認定された場合」（2号）

・損害賠償の請求を認めない場合（第72条）

「正当な理由なしに、訴訟時効を3年超えた後に、人民法院に提訴または特許行政部門に処理を請求した場合、提訴日または処理請求日前までの侵害行為に対して、損害賠償を請求することができない。」

・損害賠償の請求を認めない場合（第73条）

「特許権者または利害関係者の関連行為、意思表示または沈黙がその特許権を実施する単位または個人に、特許権者または利害関係者がその実施行為に対して権利を主張することはないと信じさせた後に、人民法院に提訴または特許行政管理部門に処理を請求した場合、その権利の主張は明らかに誠実信用の原則に違反しているため、提訴日または処理請求日前までの侵害行為に対して、損害賠償を要求することができないし、人民法院または特許行政管理部門に対して、侵害者に侵害行為の停止を命じることを請求することができない。」

最高人民法院の知的財産訴訟に関する意見³⁴

その表題が示すように、創新型国家の建設のために、知的財産権の裁判業務を、中国の裁判所はどのように実践していくかということ、最高人民法院の「意見」として、全国各地の人民法院に通知したものである³⁵。

この「意見」においては権利濫用に関し、司法がその主張と判断を運用上重視することが明記されている。

（第6項）

・「創新型国家の建設に司法的保障を提供するに当たって、以下のような原則を遵守すべきである。・・・

第四は利益の均衡性を遵守すること。知的財産権の保護と公衆利益の保護との関係、科学技術革新の激励と科学技術運用の奨励との関係を正確に取り扱い、知的財産権を着実に守るとともに、権利の濫用と非法的独占を制止する。」

（第16項）

・「知的財産権の権利濫用を禁止する。

知的財産権の権利者と社会公衆との権利境界線を正確に定め、当事者による先行権・先用権・公知技術・禁反言・合理的使用・正当使用などの抗弁事由を法に基づき審査し支持する。・・・

権利者による権利侵害の警告濫用と訴訟権の濫用を防止し、権利侵害でない確認訴訟及び訴訟濫用による賠償制度を改善する。」

独占禁止法

2007年8月30日に「独占禁止法」が公布された（2008年8月1日施行予定）。その第55条には権利濫用に関し、「経営者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、本法を適用する。」と規定されている。すなわち、知的財産権の行使が、国務院独占禁止委員会により不当に競争の排除、

制限に該当すると判断された場合には、知的財産権の行使は禁止させられることになる。

上記の「意見」、独占禁止法に現れる「濫用」という文言は、中国語においても「濫用」であり、その意味は「(用いてはいけなの)むやみやたらに用いること」(「中日辞典」小学館)である³⁶。今後、中国での侵害訴訟において、被告は抗弁として「権利の濫用」、「訴訟権の濫用」等の主張を行うケースが増えると予想される。その場合、この「濫用」という文言の解釈は、訴訟の行方を左右する重要な問題となる可能性がある³⁷。

(3) 中国の技術資源の保護

中国で完成した発明の外国出願の規制

中国で完成した発明は、まず中国特許庁(国家知識産権局)に出願しなければならないとする根拠条文は特許法第20条1項であるが、この条文の文言に不明確な部分があり、またその制裁規定も曖昧であることから、中国で完成した発明について、まず中国特許庁に出願するという原則は厳格には遵守されていないことがあった。

第3次特許法改正にあたり、この部分の改正が検討されたが、国务院提出版においては、従来の第20条から削除され、「国家秘密保守法」の遵守を定めた第4条に追記される形で規定された。また、国家知識産権局の許可を得ず、中国で完成した発明を外国に特許出願した場合には、当該発明について中国に特許出願されたものに権利を付与しないという、明確な制裁規定を設けた(第76条)。

中国の技術者という頭脳資源を用いて開発した技術を勝手に海外で権利化し、中国企業に対する攻撃に利用することは認めないという意味が感じられる³⁸。中国での共同研究開発が増加すると予想されるが、その場合、「発明の完成」がどこでなされたか否かが問題になるであろう。

遺伝資源の出所の明記(第26条4項)

この規定の導入は、中国が生物資源及び遺伝資源に富んでいる国であることを背景としている。自国資源の保護を前面に出した規定であるが、その運用に関して日本の製薬企業をはじめ、海外企業から懸念が表明されている。

伝統医薬知識、伝統技術の保護

法律としてはまだ提出されていないが、伝統的知識、フォークロアの保護について、中国は途上国の立場をとっている³⁹。

中国の伝統的な漢方薬は、国際競争力を有する商品であることから、漢方薬の製造方法に関するノウハウ技術は、輸出禁止・制限技術に含まれているものが多く⁴⁰、今後も管理が強化されるであろう。漢方薬に関する共同研究を行う日本の企業は、その研究成果の日本への持ち出しの禁止など、制約を受ける可能性があることに留意すべきである。

(4) 審査体制の改善

特許出願、商標出願の急激な増加は、審査の遅延をもたらし、知的財産行政の機能を低下させることになる。前述したように、中国の商標局はまさにその状況が深刻化している。

特許部門においては、日本、韓国、中国の3極による審査協力、これに米国、欧州を加えた5極⁴¹による審査協力に関する協議が続いている。中国から海外へ出願される件数はまだ多くないことから、韓国特許庁との間のように、「日韓特許審査ハイウェイ」⁴²をスタートさせるまでには至っていない。

意匠特許権の行使に当たっては、事前に国家知識産権局の作成した検索報告を提出しなければならないが(改正法案第61条2項)、従来、意匠

の実体審査を行っていない国家知識産権局には、検索を行うための詳細な意匠分類の付されたデータベースが出来ていないとのことである。このデータベースの構築には、相当の時間と労力が必要と考えられることから、意匠審査の分野で日本特許庁との協力関係が進展する可能性がある。

商標審査の遅延解消策として、商標審査を、方式審査のみにする、あるいは欧州共同体商標制度のように特別顕著性のみ審査するという案が議論されているようであるが、中国では商品流通秩序維持のため登録された商標を重視する考えが強く、実体審査をしないで登録を認めるというような改正は困難である模様である⁴³。当面は、人員の増加、データベースの整備などで対応するしかないであろう。

(5) 人材育成

特許代理人の涉外代理権自由化

涉外特許代理権を有する特許事務所は、すでに150を超え、外国出願人はその事務所選択の幅が広がっているが、まだ事務処理能力においても不安を抱えたような事務所が存在しており、外国からの特許出願が特定事務所に集中する傾向は変わっていない⁴⁴。

第3次特許法改正により、涉外特許代理権はすべての特許事務所に認められるようになる。このことは、事務所の選択範囲が広がる、事務所間の競争が厳しくなり手数料の低下が期待されるなどのメリットがあるが、一方では、今まで涉外代理事務所勤務していた中堅クラスの代理人が、より高い収入を目指して、大量に他の事務所に移動することも予想され、もしそのような現象が生じた場合には、出願手続事務の混乱が懸念される⁴⁵。

商標代理人の問題

商標代理人の資格試験制度の廃止は、商標実務において大きな問題を引き起こしており、早急な対策が必要であるとの意見は多い。しかし、この数年間にわたり多くの商標出願代理会社がすでに出願を代理しており、資格制度を復活させたとき、その資格要件を到底満たさないような素人代理人をどのように扱うかについてまだ解決策が出されていないようである。現在は、中華商標協会が中心となって、商標代理人資格制度の管理を行うという案が有力であるが、明確な見通しは立っていないようである。

人材育成の必要性

中国政府の公表した「2007年中国知的財産権保護行動計画」⁴⁶には、立法計画、法執行計画など行動計画が詳細に記載され、この中で知的財産権の人材育成を強化することが述べられている。現在の中国の知的財産専門家において、知的財産業務の経験は長くても20年そこそこであり、問題点を正確に把握し、クライアントに対して明快な知的財産戦略を提案できる代理人は少ない。中国の知的財産制度において、知的財産に係わる優秀な人材をさらに育成することは重要な課題である。また、中国の知的財産人材育成事業に対する日本側の支援・協力は重要な意義があると考えられる。

3. 今後の見通し

中国の知的財産制度の動向を検討する場合、改正される法律、あるいは新たに制定される法律の条文のみを読むのではなく、その改正の背景を十分に把握する必要がある。中国が直面している知的財産権問題をベースにして、動向を分析したが、事態は複雑で、さらに多くの検討を必要とすることは言うまでもないことである⁴⁷。

世界経済において巨大な存在となった中国が今後どのように進んでいくか、日本を含め世界は固唾を呑んで見つめているが、中国は今大きな転換点を迎えているという意見は多い。知的財産制度もその影響を受けざるを得ず、中国の知的財産専門家グループには、今後も途上国理論に基づく保守的なグループと、国際通商を重視する改革的なグループの意見が並立し、厳しい議論が続くものと考えられる。

中国の知的財産制度の今後の動向として感じられることは、欧米とは全く異なる知的財産戦略の複雑さである。中国における知的財産権はその重要性が高まるとともに、知的財産権は純粋な法律問題ではなく、政治・経済の問題も関係する様相が強くなっているように感じられる。少なくとも「和議社会⁴⁸」、「小康社会⁴⁹」が実現する2020年頃までは、裁判所における民事訴訟で、特許クレームの解釈を主要な争点としたような法律論のみで特許権侵害紛争が解決されるということはないであろう。

本稿における中国のマスコミ等の報道記事は、主としてJETRO北京センター知的財産権部が発行する「知財ニュース」、金杜律師事務所が発行する「金杜知財実務マガジン」を参照した。

注)

- 1 従来は「計画」という表現であった。その背景には、計画経済からの脱却、比較的長期的な視点を有する意味が含まれていると言われている。
- 2 重点政策として「装備製造業及び情報産業の核心技術で知的財産権を獲得する」ことが含まれている。
- 3 中国国家知識産権局・尹新天報道官記者発表(2007.4.17)、2007年中の公表は困難という報道もある(法制日報2007.7.11)。
- 4 国内人による発明特許、実用新案特許出願件数の増加(2004年)17万7364件、(2005年)23万1579件、(2006年)28万2315件
- 5 「中国の経済力と科学技術水準は先進国と比べ大きな開き

- がある。知的財産権競争力における中国と先進国の開きはさらに大きい。」田力晋局長、全国知識産権局局長会議、2006.3.22など
- 6 このような特許を「ゴミ特許」と称する過激な意見もある。例えば人民網2006.1.4
 - 7 一般的に海外出願は費用がかかることから出願対象は特許性の高いものに厳選され、権利の付与率は外国人の出願の方が国内人の出願より高いとも言えるが。
 - 8 この現状もたびたび報道されている。例えば、人民網日本語版2006.2.24。
 - 9 国家知識産権局網2007.2.12
 - 10 2006年発明特許出願件数の上位中国国内企業：華為技術5593件、中興通迅 2322件などは、有力多国籍企業の海外からの特許出願件数を上回る件数となっている。
 - 11 国家発展改革委員会、2004年6月公布
 - 12 中国桂工機電網2005.8.20(金杜知財実務マガジンNo.2)
 - 13 北京市は優れた特許に対し褒賞金を支払う「北京市発明特許奨励弁法」を制定し、最優秀特許には100万元を支払うこととした(中国保護知識産権網2007.5.29)等。
 - 14 実質的にはほとんど内容の変わらない創作について、小分けして多数の出願を行う(実用新案、意匠出願に多いと言われる)。
 - 15 例えば、現在、国務院に提出されている第3次特許法改正案では、意匠特許権に基づき侵害提訴する場合には、国家知識産権局の作成した検索報告書の提出を義務づけることとしている(改正案第61条2項)。また、特許権者が自らの特許技術またはデザインが、公知技術または公知デザインであることを知りながら、他人に権利行使をした場合には、他人はこれによって被った損害の賠償を請求することができるとしている(改正案第63条)。
 - 16 例えば、知識産権報2006.2.9では、国内企業は、市場売り上げが高く、主流技術に追従する傾向があることを紹介している。
 - 17 特に2008年北京オリンピック、2010年上海万博を控え、国内市場の秩序維持は国の威信をかけても実行すべき課題である。
 - 18 2007年4月10日に提訴。その後日本は第三国として協議に参加した。
 - 19 中国政府は、この提訴に対し強い不満を表明している(例えば、2007.4.24付け呉儀副首相の演説など)。
 - 20 「特許」には、発明特許、実用新案特許、意匠特許が含まれる。
 - 21 日本の武田薬品工業が重慶市の老舗医薬品企業を特許権侵害で提訴した際には、地元の新聞は「象が蟻を訴える」と報じた(知識産権網2006.2.9)。
 - 22 筆者の体験に基づく印象であり、具体的な統計によるものではない。
 - 23 中国製DVDプレーヤーの特許侵害問題では、米国において特許料の徴収がなされ、多くの中国企業が輸出を停止すると共に、生産ラインの閉鎖に追い込まれた。
 - 24 国による海外出願の支援策により、海外出願は増加しつつあ

- るが、それでも2006年に米国で取得された中国企業の発明特許件数は661件（2005年は402件）であり、台湾企業による取得件数6,630件のまだ10分の1である（新浪科学技術時代網2007.4.25）。
- 25 「2006年の中国知的財産権保護状況」JETRO北京センター，2007.6.1.
- 26 馳名商標の認定を受けて他社の商標登録を無効にすることに成功した企業は、「自社商標は馳名商標として認定された」とその認定事実を誇大広告する傾向がある。
- 27 当初の予定では2006年中に公表されるはずであったが、2007年中の公表も難しくなりつつあるようである（法制日報2007.7.11）。
- 28 この新規性の要件の改正は、国家知識産権局主導で進められていると推測される。「国内公知公用」を「国際公知公用」に変更するのは時期尚早という意見も存在するようであり、2006年9月に東京で行われた改正案への意見徴集会議では、国家知識産権局の他に、國務院法制弁公室、全国人民代表大会法制工作委員会など法改正に関与する部門の代表を日本に同行して日本との会議に同席させ、この変更の意義に関する中国国内の理解を確かなものとしようとする努力が感じられた。
- 29 「現在中国では特許技術を社会生産力に転化する市場メカニズムが機能しておらず、その推進には、少なくとも後10年間は、政府により推進作業を行う必要がある」（国家知識産権局協調管理司・馬維野司長の記者会見）新浪科技時代網2007.5.11
- 30 特許紛争事件の解決は、司法機関に委ねるべきであるという意見は中国弁護士に多く見られる。
- 31 地方企業との特許紛争事件の際、従来以上の行政介入があり得るかもしれない。
- 32 中国の地方人民政府は、地元企業のブランド育成を目的として、それぞれ独自の「著名商標認定制度」を設け、積極的に運用している。例えば、北京市著名商標制度、湖南省著名商標認定制度など。
- 33 国家知識産権局条法司・尹新天司長は、特許権の濫用を防止する理由として、「特許権の利益と大衆の利益のバランスを守ること」と述べている（中国保護産権網2007.1.18）。
- 34 最高人民法院による「知的財産権の裁判業務を全面的に強化し、創新型国家の建設に司法的保証を提供することに関する意見」2007.1.11
- 35 意見の全文日本語翻訳は、JETRO北京センター知的財産権部のウェブサイトに掲載されている。またこの意見の解説論文として、「中国知的財産権訴訟の新潮流を読み解く」野村高志（知財ぶりずむ，2007年5月）がある。
- 36 「乱用」は、「(用いる必要がないのに)むやみやたらに用いること」を意味し、「濫用」とは区別して用いられている。（「中日辞典」小学館）
- 37 DVDプレーヤーの特許侵害事件において、いわゆる6C，3Cと呼ばれる海外メーカーは、パテントプールを構成し、連合して中国企業に対抗した。このようなパテントプール連合による特許権侵害提訴は、今後は「権利の濫用」と判断される可能性がある。北京大学知的財産権学院・張平教授もパテントプールに批判的意見を述べている（知識産権報訊2005.12.12）。
- 38 国家の安全を脅かすような技術の漏洩、拡散を防止するということであれば、米国のように出願前に特許出願用データを海外に送付することを禁止すべきであるが、今回の法改正では、最初に中国に出願すべき特許出願の明細書を海外で作成することを禁止してはいない。
- 39 WTO交渉において、途上国は先進国に対し、知的財産権保護の対案として、伝統的知識、フォークロアの保護を要求している。
- 40 「技術輸出入管理条例」に基づく輸出禁止・制限技術目録
- 41 2007年5月11日にハワイで合同会議が行われた。5カ国の特許出願件数は、全世界の特許出願件数のうちの約84%を占め、その内の約30%が相互に重複出願されている（2006年）ことから、審査結果の相互利用、手続負担軽減策の推進、特許制度の調和化を目指す試みが始まった。
- 42 相手国で特許されたものについては、その審査結果を参考にして優先的に審査するシステム。韓国との間では、2007年4月1日からスタートした。
- 43 商標法改正意見募集稿は、2006年4月に公表されているが、改正法が成立するのはまだ数年を要すると言われている。
- 44 国家知識産権局のウェブサイトには、中国特許代理事務所の構成人員と年間出願件数が掲載されている。
- 45 2001年から2002年にかけて、特許代理事務所の民営化が進められ、国有事務所から多くの代理人が他の事務所に移動したという混乱があった。
- 46 日本語の全文翻訳は、JETRO北京センター知的財産権部のウェブサイトに掲載されている。
- 47 課題が大きいので本稿では触れなかったが、「中国技術標準規格と特許戦略」、「営業秘密の保護」、「技術輸出管理の強化」なども、中国の知的財産制度の動向を検討する上で重要な視点である。
- 48 調和の取れた社会
- 49 いくらかゆとりのある社会